

令和8年度福島県収入保険加入促進事業

令和8年5月13～14日の降ひょうにより
被害を受けた農業者が
収入保険に新規に加入する場合、
加入者が負担する保険料の
1 / 2を補助します

保険料の1 / 2の補助を受けるための条件

- ①令和8年度内に保険期間が開始となる**収入保険に新規に加入する農業者**であること（ただし、過去に当該補助を受けたことのない方に限ります。）

個人：令和9年1月が保険期間開始の収入保険

法人：令和8年4月～令和9年3月が保険期間開始の収入保険

- ②令和8年5月13～14日の降ひょうにより、**被害率が30%以上となるほ場が1つでもある農業者**であること

※②については、市町村が発行する「**農業被災証明書**」を添付する必要がありますので、発行手続きについては、各市町村にお問い合わせください。

（「農業被災証明書」を提出できない方は、通常の1 / 3の補助になります。）

お申し込み

収入保険の加入申請時に、**福島県農業共済組合**へ、以下2つの書類を**御提出ください**。

- ①福島県農業共済組合から配布される「**保険料助成申請書**」
②市町村が発行する「**農業被災証明書**」

※事業の問い合わせ先 **福島県農業経済課（電話024-521-7349）**